

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書

独立行政法人福祉医療機構が運営している社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「本制度」という。）は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年に社会福祉施設職員退職手当共済法（以下、「法」という。）に基づいて創設された。その後、平成12年法改正により共済契約者を社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に限定された。

本制度の退職手当金支給財源の負担割合は、共済契約者が1/3、国1/3、都道府県1/3となっており、この国及び都道府県を合わせた2/3が公費助成とされているが、他の経営主体とのイコールフットィングの観点から、平成17年法改正により介護分野（高齢者関係の施設・事業）、平成27年法改正により障害分野（障害者総合支援法等に関する施設・事業）の公費助成がそれぞれ廃止された。

一方、保育分野においては、令和3年1月に行われた国の社会保障審議会福祉部会において「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。」とされたところである。

令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」とされ「次元の異なる少子化対策を推進する」とされている。また、幼児教育・保育については量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこととされており、そのためには、保育人材の確保並びに資質向上が必要不可欠である。

このような中、保育分野への本制度の公費助成が廃止となった場合、現在の公定価格ではこれまで積み上げてきた保育士等の処遇改善が維持できなくなり、保育の質の向上はもとより、保育人材の確保が更に困難になるのは明らかである。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月4日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	石破茂様
財務大臣	加藤勝信様
厚生労働大臣	福岡資麿様
内閣府特命担当大臣	三原じゅん子様

（こども政策 少子化対策）